

平成29年度 第4回庁議要旨

日時：平成29年5月22日（月）

午前9時～午前10時10分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市心の復興事業について（復興政策部）

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、災害公営住宅等での新たなコミュニティ形成が必要となる状況において、被災者の心身のケアや孤立防止が求められており、国では、平成27年度から心の復興事業を実施している。昨年末、復興庁より、市内で完結する事業については、積極的に予算化を行い、地元根付いた活動となるよう、市による心の復興事業を行ってほしい旨の要請があった。なお、昨年度、市内に限定して心の復興事業を行っている団体は12団体あり、団体には市と連携して取り組むことが求められている一方で、市には団体への支援が求められている。

避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、安定的な日常生活を営むことができるように、円滑な生活再建の支援、心身のケア、生きがいづくりや、コミュニティ形成の促進等、各地域の復興の進展に伴う課題に対応した各団体の支援活動に必要な施策を支援するもの。

(1) 主な内容

以下の条件を満たす事業を実施する団体に補助金を交付する。

① 補助対象となる団体

心の復興事業の実施主体となる特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、ボランティア団体、協同組合等の民間非営利組織

② 補助対象事業

ア 本市の被災者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持つための取組であること。

イ 多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる取組であること。

ウ 継続して実施される事業であること。なお、継続して実施とは、単発のイベント実施等ではなく、補助対象期間内に、被災者が継続的に参加できる事業を実施することを指す。

エ 被災者のニーズに対応した事業であること。

オ 支援団体等が実施主体となる事業であること。

カ 行政による他の補助制度により、当該事業の経費の一部が補助されていない事業であること。なお、本事業への同一主体による申請は1事業とする。

キ 事業の主たる内容を外部に委託する事業でないこと。

③ 補助対象経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費（ただし、原則として賃借やリースでの対応とする。）

④ 補助金額等

補助率：補助対象経費の10分の10

上限額：1事業当たり200万円。ただし、事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上限額に市長が認めた額を加算する。加算額は150万円を上限とする。

⑤ 申請先

復興政策課

なお、申請に当たっては、事前に団体と連携する担当課を決め、担当課を通じて申請する。

(2) 今後の予定

平成29年6月 第2回定例会に補正予算を計上

6月 石巻市心の復興事業補助金交付要綱制定（7月1日施行予定）

7月上旬 公募開始

7月下旬 交付決定

2 国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定締結について

（復興政策部）

平成23年6月23日に、東北大学大学院工学研究科と包括連携に関する協定を締結し、復興事業への連携と協力を継続して行ってきた。その後、平成24年4月に東北大学災害科学国際研究所が発足し、石巻市復興まちづくり推進会議、石巻市学校防災推進会議、石巻市震災伝承検討会議、震災遺構整備検討会議等への参画や、復興計画の策定、復興まちづくりの策定と市民協働の推進、社会基盤施設・公共施設のデザイン、復興教育・防災教育の推進、防災主任等の研修協力、地域防災計画の策定等への協力を得る中で、東北大学災害科学国際研究所より協定締結の申出があった。

東日本大震災で被災した被災地での防災・減災や復興を効果的、そして実践的に進めていくことに関して、本市と東北大学災害科学国際研究所との関係をより一層活発化させ、復興や防災・減災のまちづくりが大きく推進するよう、本協定の締結を行うもの。

(1) 主な内容

包括連携に関する協定

① 連携事項

ア 石巻市の施策推進や地域課題の解決に係る人的資源、知的資源の活用に関すること。

イ 東北大学災害科学国際研究所の研究の深化に係る人的資源、知的資源の活用に関すること。

ウ その他前条の目的を達成するため、両者が協議して必要と認める事項

② 協定締結期間

5年間（更に5年間の延長も可）とする。

(2) 今後の予定

平成29年5月29日 協定締結式

3 防災会議に係る委員定数の見直しについて（総務部）

地域防災に関する重要事項を審議するために、防災会議が設けられている。現在この会議の委員定数を60人以内と定めているが、既に59人となっており、復興担当審議監及び半島復興事業部長を追加すると定数を超えてしまう状況にある。

防災会議の充実を図るため、委員定数の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

防災会議の委員定数を「60人以内」から「70人以内」に見直す。

(2) 今後の予定

平成29年6月 市議会第2回定例会に石巻市防災会議条例の一部改正について提案
7月 防災会議開催

4 次期石巻市一般廃棄物最終処分場建設候補地に係る選定委員会の設置について（生活環境部）

現在、既存の一般廃棄物最終処分場の埋立容量が平成34年度に満杯になる想定である。地域の清潔保持、生活環境保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資するため、平成35年度供用開始を目標として次期最終処分場の調査・計画・建設の準備を進めている。

平成28年度においては、建設候補地選定条件検討委員会を立ち上げ選定条件を精査した。

建設候補地選定に際し、技術的な見地に加え、行政施策上の判断が重要であり、庁内各部関係課の意見を取り入れながら、慎重に事業を進めることを目的とし、昨年度、精査された選定条件を基に建設候補地を選定する委員会を設置するもの。

(1) 主な内容

① 選定委員会

- ・開催回数 … 3回開催
- ・所掌事務 … ア 次期最終処分場の建設候補地選定に関すること。
イ その他必要と認めた事項
- ・候補地選定数 … 最終候補地（1か所）を選定する。
- ・委員長 … 生活環境部長
- ・副委員長 … 生活環境部次長
- ・委員（構成） … 次長級
復興政策部次長、総務部次長、財務部次長、復興事業部次長、半島復興事業部次長、河北総合支所次長、雄勝総合支所次長、河南総合支所次長、桃生総合支所次長、北上総合支所次長、牡鹿総合支所次長、産業部次長、建設部次長、教育委員会事務局次長

② 幹事会

- ・開催回数 … 5回開催
- ・所掌事務 … ア 委員会の会議に付すべき事項について審議する。
イ その他必要と認めた事項
- ・候補地選定数 … 優先順位を付し、3か所程度を選定する。

・幹事長 … 生活環境部次長

・幹事（構成） … 課長級

復興政策部復興政策課長、総務部総務課長、同部管財課長、
同部危機対策課長、財務部財政課長、復興事業部基盤整備課長、
半島復興事業部半島拠点整備推進課長、河北総合支所市民生活課長、
雄勝総合支所市民生活課長、河南総合支所市民生活課長、
桃生総合支所市民生活課長、北上総合支所市民生活課長、
牡鹿総合支所市民生活課長、生活環境部環境課長、
産業部産業推進課長、同部農林課長、建設部都市計画課長、
同部道路課長、同部建築指導課長、教育委員会生涯学習課長

(2) 今後の予定

平成29年 5月 次期石巻市一般廃棄物最終処分場建設候補地選定委員会設置
5月 幹事会開催（5回）
～8月
10月 選定委員会開催（3回）
～11月

5 子ども医療費助成の拡充について（健康部）

子どもに対する適正な医療の機会を確保し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、0歳から中学3年生までを対象として、医療費の一部負担金の助成（通院については所得制限あり。）を実施しているところである。

子ども医療費助成の対象者を拡充することで、より子育てしやすい環境を整備し、結婚から子育てまで切れ目のない支援の一助とするもの。

(1) 主な内容

通院に係る助成対象者の所得制限を撤廃する。

区分	改正後	現行	備考
通院	中学3年生まで（所得制限なし）	中学3年生まで（所得制限あり）	
入院	中学3年生まで（所得制限なし）	中学3年生まで（所得制限なし）	改正なし

※ 平成30年4月診療分から適用する。

(2) 今後の予定

平成29年6月 市議会第2回定例会に「石巻市子ども医療費の助成に関する条例」の一部改正及び「システム改修等費用補正予算」を提案
（平成30年4月1日施行予定）

6 教育・保育給付（幼稚園、保育所等の利用）に係る支給認定証の任意交付化について（福祉部）

平成27年4月以降、小学校就学前子どもの保護者は、教育・保育給付を受けようとするとき（幼稚園、保育所等を利用しようとするとき）は、市に対し、教育・保育給付を受ける資格を有することの認定を申請し、その認定を受けなければならないとされ、市は、この認定（支給認定）を行ったときは、その結果を当該保護者に通知し、支給認定証を交付することとされてきた。

支給認定証は、制度上、教育・保育施設を利用する際に、保護者が当該施設に提示し、教育・保育施設において必要な各種情報を確認するために用いることとされているが、運用上は、市から教育・保育施設に別途情報が示されることもあり、必ずしも必要とされるわけではなかった。

このことから、地方から国へ支給認定証の義務化見直しを提案し、支給認定証の交付については、保護者からの申請があった場合にのみ行うこととする内閣府令の改正が行われた。

支給認定証を任意交付にすることにより、保護者の負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

子どものための教育・保育給付の認定を行ったときは、申請があった場合のみ、支給認定証を交付する。

〔支給認定証とは〕

保護者の申請に基づき、市が、教育・保育給付を受ける資格を有することを認定した証であり、子ども・子育て支援法施行規則に定められた次の事項を記載したものである。

- ・保護者の氏名、居住地及び生年月日
- ・小学校就学前子どもの氏名及び生年月日
- ・交付の年月日及び支給認定証番号
- ・小学校就学前子どもの区分（1号認定、2号認定、3号認定）
- ・保育の必要性の事由（就労、妊娠・出産、就学等）及び保育必要量（標準時間（11時間）又は短時間（8時間））
- ・支給認定の有効期間

(2) 今後の予定

平成29年6月 市議会第2回定例会に「石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を提案
(公布の日から施行)

「石巻市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則」の制定・公布（公布の日から施行）

7 民間事業者による保育所整備への助成対象事業の拡充について（福祉部）

当市においては、子ども・子育て支援新制度が開始以降、毎年、保育所及び小規模保育事業所の整備を進め、平成27年4月、平成28年4月にはそれぞれ5か所、平成29年4月には6か所を新たに開設し、保育の受け皿を着実に拡大してきたところである。

しかしながら、女性の社会進出等から、保育の利用を必要とする家庭が増加し、待機児童は増加傾向にあり、その解消は図られていない。

これまで、株式会社等による保育所創設、増築等は、補助事業の対象外とされていたが、待機児童の解消を目指し、国においては、平成28年10月から、補助対象を拡充し、市町村が認める場

合は株式会社等も補助対象とすることができることになった。

補助対象事業者を拡大することで保育所建設を進め、増加する待機児童の早期解消を図るもの。

(1) 主な内容

保育所建設への補助は、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人が設置主体となる場合に限られていたが、株式会社等が設置主体となる場合も、補助対象とする。

① 事業の内容

新たに保育所を建設する場合に、国の基準に従い、補助を行う。

② 補助対象事業者

市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できるもの

③ 補助基準額

ア 本体工事費（定員規模によって異なる。）

例 定員 71～100名 176,850千円

定員 101～130名 212,700千円

イ 特殊付帯工事費 14,850千円

ウ 設計料加算 ア、イの5%

エ 開設準備費加算（定員規模によって異なる。）

例 定員 71～100名 22千円×定員数

定員 101～130名 19千円×定員数

オ 土地借料加算 43,650千円

④ 補助率

3/4

⑤ 対象経費

施設の整備に必要な工事費・工事請負費、工事事務費、実施設計に要する経費、開設準備に必要な経費、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料

⑥ その他

補助対象事業者の拡充は、平成29年度に事業を完了する場合に限る。

(2) 今後の予定

平成29年6月 石巻市民間保育所建設助成事業補助金交付要綱の一部改正

(告示の日から施行)

市議会第2回定例会に関係予算案を提案

[報告事項]

1 育児休業等の再度取得要件について（総務部）

人事院において、人事院規則の一部を改正する規則（人事院規則19-0-12）が公布・施行され、1人の子について「再度の育児休業取得」、「育児休業期間の再度の延長」及び「育児短時間勤務終了から1年経過していない再度の育児短時間勤務」ができる特別の事情として、運用で認めていた待機児童の規定について「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」と明文化された。

従来から職員に係る育児休業制度は、地方公務員関係法律を基本としながら、その運用方法は国

に準じて改定を行ってきていることから、現行石巻市職員の育児休業等の再度取得要件を改正するもの。

(1) 主な内容

これまで特別の事情として認めていた下記の育児休業等再度取得について、待機児童を明確に規定するもの。

- ① 再度の育児休業取得
- ② 育児休業期間の再度の延長
- ③ 育児短時間勤務終了から1年経過していない再度の育児短時間勤務

(2) 今後の予定

平成29年6月 市議会第2回定例会に「石巻市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例」を提案（公布の日から施行）

2 津波避難対策検討会議の設置について（総務部）

平成28年11月22日に発生した福島県沖地震による津波において、津波警報発表前に避難指示を発令し、避難所開設に向けた準備を進めたが、開設するまでに1時間半を要したほか、自動車避難による交通渋滞等多くの課題が残った。

津波が発生した際に市民が迅速に避難できるようにするため、課題となった事案について改善策を検討、提案するもの。

(1) 主な内容

- ① 設置 津波発生時の避難行動の際に課題となった事案について、改善策等を検討するため津波避難対策検討会議を設置する。
- ② 所掌事務
 - ア 避難行動要支援者の個別避難計画策定支援に関すること。
 - イ 避難所開設担当員制度の創設に関すること。
 - ウ 学校との連絡担当員制度の創設に関すること。
 - エ 自動車避難による渋滞解消に関すること。
- ③ 構成員
 - ア 検討会議
総務部次長（原子力・防災担当）、危機対策課長、危機管理監、
防災推進課長、福祉総務課長、保護課長、学校安全推進課長
 - イ ワーキンググループ会議
危機対策課長、危機管理監、
検討会議委員の所属する課長補佐及び女性職員

(2) 今後の予定

平成29年	5月29日	第1回津波避難対策検討会議 第1回ワーキンググループ会議
	6月 下旬	第2回ワーキンググループ会議
	7月 中旬	第2回津波避難対策検討会議
	下旬	地元住民とのワークショップ 津波避難所開設フロー作成 第3回ワーキンググループ会議

8月	中旬	第3回津波避難対策検討会議
	下旬	第4回ワーキンググループ会議 第4回津波避難対策検討会議
9月	下旬	地元住民、関係機関とのワークショップ
10月	中旬	自動車避難実証訓練（案）
11月	5日	総合防災訓練（実証訓練）
11月	中旬	第5回ワーキンググループ会議（振り返り） 第5回津波避難対策検討会議（振り返り）

3 公有水面埋立に関する意見について（産業部）

宮城県が管理する「第二種寄磯漁港」において、漁船の係留場所の確保を目的とした物揚突堤を整備するため、市議会の議決を経て平成28年2月に公有水面埋立免許を取得し施工中である。

災害復旧工事において、物揚突堤の背後にある物揚場へのコンクリート腹付け施工に伴い、物揚場と物揚突堤との法線に変更が生じたため、管理上法線を合わせる必要があることから、未免許箇所について新たに埋立免許の出願を行うものである。

埋立免許の出願に当たって、公有水面埋立法の規定により本市の意見を徴するもの。

(1) 主な内容

【埋立概要】

埋立箇所	石巻市寄磯浜前浜116番及び平成28年2月26日付け宮城県（水整）指令第86号で免許を受けた埋立区域に隣接する公有水面
埋立区域の面積	105.02㎡
物揚突堤	L=70m
埋立地の用途	係留施設用地

(2) 今後の予定

平成29年6月	市議会第2回定例会に「公有水面埋立に関する意見について」を提案
7月	公有水面埋立免許に関する意見の答申

[その他]

特になし

以 上